市住ニュース さっぽろ

■発 行 ／一般財団法人
札幌市住宅管理公社
■住 所 ／〒060-0001
札幌市中央区北1条西2丁目9
オーク札幌ビル
■電 話 ／211-3381
■FAX ／221-4438
■URL ／https://s-j-k.or.jp/
［年6回隔月15日発行・無料配布］

第281号
令和8年3月号

INDEX

●家賃減免申請書の受付
●住宅管理公社（中央区北1西2オーク札幌ビル1階）の窓口時間延長のお知らせ
●駐車場使用料の減免を希望される方へ
●収入認定の内容に変動があった場合について
●家族構成に変更はありませんか？
●令和8年４月からの納入通知書は４月下旬にお届けします
●退去予定の方へ
●緊急連絡先届（安否確認・単身入居者用）の提出について
●単身入居の皆様に対するみまもりサービス（有料）のお知らせ
●入居者の皆様が行う修繕範囲と内容について

（一財）札幌市住宅管理公社のホームページアドレスです！

https://s-j-k.or.jp/

家賃減免申請書の受付

市住ニュースさっぽろ（令和８年１月号）でもお知らせしておりますが、家賃の減免期間が令和８年３月で満了し、引き続き減免を希望される方は、令和８年４月末日までに減免申請が必要です。（３月に早めの申請をお勧めします。）

また、提出された方については、４月になりましたら審査結果をお知らせいたしますので、もう少しお待ちください。

※　令和８年４月から家賃減免基準が緩和されますので、家賃の支払いが困難な方は早めの相談をお願いします。詳しくは令和８年１月号と一緒に配布された号外版をご覧ください。

問い合わせ先　（一財）札幌市住宅管理公社　業務課　家賃係　☎211-2355

住宅管理公社（中央区北１西２オーク札幌ビル１階）の窓口時間延長のお知らせ

家賃減免申請に関して、４月２３日（木）、２４日（金）、２７日（月）、２８日（火）、３０日（木）の５日間（土日祝日は除く）は、通常の午後５時１５分を、午後７時まで延長して受付しますので、日中の手続きが難しい方はどうぞご利用ください。

駐車場使用料の減免を希望される方へ

※　次の(1)から(3)の**要件のすべて**を満たしている方は、駐車場使用料が減免となる場合がありますので、下記にご相談ください。

(1)車いす住宅に付随する専用駐車場を利用する方又は身体の移動のために自動車の使用が不可欠と認められる方(通勤、通学等)
(2)身体障害者手帳の交付を受けている方で、下肢又は体幹の障がいにより1級から4級に該当する方
(3)家賃の減額を受けている方で減免率60%の方又は家賃の免除を受けている方

※　借り上げ住宅は駐車場使用料減免の対象ではありません。
※　介護用で駐車場をご利用の場合は、駐車場減免に該当しません。
※　令和８年４月から家賃減免基準が緩和されることに伴い、駐車場減免基準も緩和されます。なお、駐車場減免基準見直し後においても、上記(１)から(３)までの要件のすべてを満たす必要があります。

問い合わせ先　(一財)札幌市住宅管理公社　業務課　家賃係　☎211-2355

収入認定の内容に変動があった場合について

２月上旬に送付した収入の認定通知書について、下記の事由により、世帯の収入が減少したときや控除に変動が生じたときは、『収入修正申告書』を提出することができます。

(1)　退職又は事業を廃止したとき。
(2)　転職や休職、雇用形態の変更(正職員から嘱託職員など)により収入が減少したとき。
(3)　障がいの新たな認定や等級の変更があったとき。
(4)　別居扶養者を新たに追加したいとき。
(5)　その他、一時的なものは除き、収入や控除に変動が生じたとき。

問い合わせ先　(一財)札幌市住宅管理公社　業務課　家賃係　☎211-2355

家族構成に変更はありませんか？

春は、卒業や新入学、就職、転勤などにより、家族構成に変更が生じることがあります。家族構成に変更がある場合は、区役所への届出とは別に、住宅管理公社へも申請(届)が必要です。

◎　家族構成の変更内容について
①　同居者異動届　⇒　同居親族の死亡、退去、または出生があった場合。
②　同居承認申請　⇒　現在入居を許可された方以外の親族(子･親･配偶者など)を同居させようとする場合。
③　入居承継承認申請　⇒　名義人が死亡、または離婚等により退去し、引き続き同居親族が住宅に住む場合。
※　異動の事由が生じてから14日以内に申請書を提出しなければなりません。

◎　その他の変更内容について
①　長期不在届　⇒　入居者全員が１５日以上住宅を不在にする場合。
なお、申請(届)には公的証明書の添付が必要なものがあります。また、申請の承認には、各種条件を満たすことが必要となりますので、事前にお問い合わせください。

問い合わせ先　(一財)札幌市住宅管理公社　業務課　家賃係　☎211-2355

令和8年４月からの納入通知書は４月下旬にお届けします

令和8年4月分から9月分までの市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料の納入通知書は、4月下旬にお届けします。なお、4月末までに届かなかった場合は、下記までお問い合わせください。

また、令和8年10月分から令和9年3月分までの納入通知書は、令和8年10月下旬にお届けします。

問い合わせ先　(一財)札幌市住宅管理公社　業務課　駐車場・収納担当係　☎208-1280

退去予定の方へ

市営住宅を退去する場合は、「退去届」の提出が必要です。退去を予定されている方は、明け渡しの10日前までに集会所管理人（点在団地については住宅管理公社）に連絡し、必要書類や退去手続きについての説明を受けてください。なお、退去の立ち合い（鍵の返却）は指定管理者が行います。

問い合わせ先　各団地の集会所管理人、又は
(一財)札幌市住宅管理公社　業務課　駐車場・収納担当係　☎208-1280

緊急連絡先届（安否確認・単身入居者用）の提出について

（対象：一人世帯／今年度は中央区、西区、東区の団地にお住まいの方が対象です）

市営住宅に一人でお住まいの方を対象とした緊急連絡先届について、すでに提出期限は過ぎておりますが、まだ提出されていない方は、郵送または集会所に提出をお願いいたします。

問い合わせ先　(一財)札幌市住宅管理公社　管理課　☎211-3385

単身入居の皆様に対するみまもりサービス（有料）のお知らせ

市営住宅に１人でお住まいの方の安否を心配するお問い合わせが増えてきています。
そこで市営住宅に単身でお住まいの方へ居住支援サービスをご案内します。

① 登録したご家族等へ1週間に2回、メールでご自身の安否をお伝えする安否確認。
② 万一、自宅内で死亡となってしまった場合に、原状回復費用や残存家財の処分費用の補償（補償限度額100万円）。

①と②が**セット**になった有償サービスの斡旋をしています。

集会所にチラシを用意しておりますので、ぜひこの機会にご家族・ご親戚の方ともご検討いただくことをおすすめいたします。詳しくは下記へお問い合わせください。

※　初回登録料11,000円(税込)　月額利用料1,650円(税込)がかかります。
※　費用補償は自宅内での死亡時のみ対象となります。

問い合わせ先　(一財)札幌市住宅管理公社　管理課　☎211-3385

入居者の皆様が行う修繕範囲と内容について

市営住宅の修繕のうち、入居者の費用負担で行っていただくものについては、「入居者募集のパンフレット」や入居説明会でお配りしている「市営住宅ガイド」にてお知らせしておりますが、お問い合わせも多く寄せられていますので、改めて以下の表でご確認ください。

なお、場合によっては、札幌市（指定管理者）の負担で修繕することがありますので、指定管理者にご連絡ください。

◎　入居者の負担で修繕または取替えていただくもの（退去時の修繕区分についても同じ取扱いになります。）

項　目	種　別	内　容
畳	畳表、畳床、畳縁	修繕・取替（結露によるものも含む）
建具	障子	枠、組子の修繕・取替
	ふすま	紙、中骨、枠の張替・修繕・取替
	戸（トイレ、各室）	引手、取手、戸車、レール、差錠の修繕・取替
	玄関ドア	錠前、鍵、防犯くさり、防犯レンズ、丁番、郵便受、牛乳受のふたの修繕・取替
	窓枠	戸車、レール、クレセント（戸締り用の締め金具）の修繕・取替
	全室ガラス、網戸	修繕・取替
壁、床、天井	部屋壁、床材、天井	張替・修繕・塗装（結露によるものも含む） （ただし、市の指定により行うものとする）
棚、台、カーテンレール、換気等	吊棚、その他の棚	修繕・取替
	流し台、洗面台、ガス台	清掃・修繕・取替
	カーテンレール	修繕・取替
	換気孔、ＦＦ排気筒	清掃・修繕・取替
	換気扇、レンジフード	清掃、スイッチ、ヒモ、ハネ、ケース、パンチングメタル（穴あき鋼板）の修繕・取替
	（煙突用）夏ぶた	取替
ガス設備	ガス栓	ゴムキャップの取替
給油設備	給油栓、ふた	給油コック、ふたの取替
給排水設備	給水栓（給湯含む）、止水栓、散水栓	カランの修繕、パッキン類（混合水栓のカートリッジを含む）の取替
	台所の排水	清掃、トラップ、目皿の修繕・取替
	洗面台の排水	清掃、目皿、栓（くさりを含む）の修繕・取替
	浴室の排水	清掃、目皿、浴槽の栓（くさりを含む）の修繕・取替
	ベランダの排水	清掃、目皿の修繕・取替
	洗濯機置場の排水	清掃、目皿、ゴム栓（くさりを含む）の修繕・取替
	トイレの排水、便器	清掃、便座、便座ゴム、便座取付金具の修繕・取替、便器の脱着
	紙巻芯棒	取替
	トイレロータンク	ボールタップ、レバー、ハンドル、フロートバルブ、くさりの修繕・取替
電気設備	電球、蛍光灯管	取替
	照明器具	修繕・取替（非常用照明の器具は除く）
	スイッチ、コンセント	修繕・取替
	ブザー、インターホン、押ボタン、プレート、ボックス等	修繕・取替
	テレビ用端子（室内ユニット）、プレート	修繕・取替
暖房器具	放熱器の空気抜きコック、バルブ	修繕・取替
	フィルター	清掃
熱交換器	フィルター	清掃・取替
屋外設備等	集合郵便受、室名札	付属金具（丁番、取手、扉等）の修繕・取替
	集合煙突	清掃
	物干しフック	修繕・取替
	排水管（屋内含む）、側溝等	清掃（敷地内含め「札下」の桝まで）
	ベランダ仕切板	取替（火事等による緊急避難に伴う破損を除く）

（リース使用している器具の修理等は、各リース会社へお問い合わせください。）
（共用部分は一部自治会負担で修繕・取替）

問い合わせ先

市営住宅指定管理者

・北・西・手稲区の方	エムエムエスマンションマネージメントサービス（株）	011-232-3111
・中央・東・白石区の方	日興美装工業（株）	0120-846-219
・豊平・清田・南区の方	（株）東急コミュニティー	011-555-0071
・厚別区の方	（株）東急コミュニティー	011-801-7060